

総 税 市 第 28 号  
平成 29 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事            殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして平成 20 年度税制改正によって創設されました。以来、その実績は着実に伸びており、ふるさと納税を通じて寄せられた資金は、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地への支援としても役立っています。

一方、ふるさと納税制度という税制上の措置とは別に、各地方団体が独自の取組として行っている返礼品の送付については、最近において、地方団体間の競争が過熱しているほか、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされています。

これまで、各地方団体に対しては、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 28 年 4 月 1 日付総税企第 37 号）等を通じて、ふるさと納税に関する事務について、良識ある対応をお願いしてきましたが、一部の団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されているような状況が続けば、制度全体に対する国民の信頼を損なうほか、他の地方団体に対しても好ましくない影響を及ぼすことが懸念されます。

については、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって、下記の事項に留意の上、改めて、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を厳に徹底するようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

総務省では、個別の地方団体における返礼品送付の見直し状況について、今後、随時把握する予定であることを申し添えます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

## 記

### 第1 ふるさと納税の募集に関する基本的事項

寄附を受ける地方団体は、返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む一方、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、地域の実情に応じて創意工夫を図り、あらかじめ十分な周知を行って募集するとともに、寄附金を充当する事業の成果等について、公表や寄附者に対する報告を行うなど、ふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

### 第2 返礼品のあり方

ふるさと納税について、寄附金が経済的利益の無償の供与であること、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

#### 1 返礼品の価格等の表示について

「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のウェブサイトや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）など、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附を募集する行為を行わないようにすること。

#### 2 ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について

(1) 次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は、換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等の如何にかかわらず、送付しないようにすること。

ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。

※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。

イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

ウ 価格が高額のもの

エ 寄附額に対する返礼品の調達価格の割合（以下、「返礼割合」という。）の高いもの

(2) (1)エの返礼割合に関しては、社会通念に照らし良識の範囲内のものとし、少なくとも、返礼品として3割を超える返礼割合のものを送付している地方団体においては、速やかに3割以下とすること。

- (3) ふるさと納税の趣旨を踏まえ、各地方団体は、当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにすること。

### 第3 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品を送付する団体は、当該返礼品を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品の送付の際などに、寄附者に対して周知すること。

### 第4 ふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費について

返礼品競争の過熱などを通じて、各地方団体において、返礼品の調達費用を含めふるさと納税の募集、周知等の事務に要する経費が増えることは、財源に限りがある中で、住民福祉の増進のために必要とされる施策に充てられる地方団体の財源が実質的に減少することに繋がることとなる。こうしたことから、各地方団体は、これらの経費の支出に当たっては、第2の各事項に沿って対応するとともに、公益上の必要性等を十分精査すること。

### 第5 個人情報の管理について

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認するなどマイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品の送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

ふるさと納税制度は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組みであるとともに、地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で、重要な役割を果たす制度です。

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するためには、各地方団体において、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めていただくことが重要です。総務省としても、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用した「ふるさと起業家支援プロジェクト」及び「ふるさと移住交流促進プロジェクト」を立ち上げたところであり、各地方団体においては、こうした取組を積極的に進めることが期待されます。

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「平成 29 年通知」という。）を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成 29 年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が 3 割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

また、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割でもあることを踏まえれば、返礼品を送付する場合であっても、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとすることが適切であることから、良識のある対応をお願いします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、域内市区町村の返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応となるよう、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

総 税 市 第 1 7 号  
平成 31 年 4 月 1 日

各都道府県ふるさと納税担当部長  
各都道府県ふるさと納税市区町村担当部長 殿

総務省自治税務局市町村税課長

### ふるさと納税に係る指定制度の運用について

今般、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の制定に伴い創設されたふるさと納税に係る指定制度については、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）、平成 31 年総務省告示第 179 号に加え、下記の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知するとともに、適切な助言・支援をお願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

#### 記

#### 1. 申出書の提出等

##### (1) 申出

##### ① 総務大臣への申出書の提出

総務大臣による指定を受けようとする地方団体は、ふるさと納税の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書を総務大臣に提出すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 1 項）。

指定を受けようとする地方団体は、申出書の様式に従い、実施予定のふるさと納税の募集の方法を踏まえ、指定対象期間を通じて、各指定基準に適合してふるさと納税の募集を適正に実施する旨を申し出ること。

##### ② 申出書に添付する書類

申出書には、申出書に記載した内容を補完し指定基準に適合していることを証する書類として、以下の書類を添付すること（法第 37 条の 2 第 3 項、第 314 条の 7 第 3 項、省令第 1 条の 17 第 2 項）。

書類に記載すべき内容や追加の書類を添付する要否等については、各様式に記載されている内容に従うこと。

##### <全団体が提出を要する書類>

- ・（様式 1－1）ふるさと納税の募集に要した費用について
- ・（様式 2－1）平成 30 年 11 月 1 日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の受入状況

＜上記書類の内容によって該当団体のみが提出を要する書類＞

- ・(様式1-2) ふるさと納税の募集に要した費用についての改善方策等
- ・「ふるさと納税に係る返礼品の送付状況について」(平成30年12月25日付け総務省第99号)に対して提出のあった調査票B票
- ・(様式2-2) 平成30年11月1日から申出書を提出するまでの間のふるさと納税の返礼品等の提供状況
- ・(様式3) 平成31年6月1日以降におけるふるさと納税の返礼品等の提供予定

③ 市区町村に係る申出書等の都道府県による取りまとめ

市区町村に係る申出書及び添付書類(以下「申出書等」という。)は、それぞれの市区町村を包括する都道府県を経由して総務大臣に提出すること(省令第1条の16第1項)。

都道府県は、管内の市区町村から提出された申出書、様式1-1、様式1-2、様式2-1及び様式2-2の内容について「申出集計表(都道府県取りまとめ用)」に転記してとりまとめ、管内の市区町村から提出された申出書等とともに総務大臣に提出すること。

④ 申出期間

申出書等の提出期間は、毎年7月1日から同月31日までの間とするものであること(省令第1条の16第1項)。

ただし、平成31年度における申出書等の提出期間は、平成31年4月1日から同月10日までとし、初回の指定対象期間が4ヶ月間であった地方団体(下記2(1)参照)に限り、同年7月1日から同月31日までの申出期間を再度設けるものであること(改正省令附則第2条第2項、第3項)。

(2) ヒアリングの実施及び追加資料提出の求め

① 都道府県によるヒアリング等

都道府県は、管内市区町村から提出された申出書等の内容について、必要な事項が正確に記載されているか等について確認した上で、当該申出書等を提出した市区町村が指定基準に適合してふるさと納税の募集の事務を適正に実施することについて疑義がある場合には、該当市区町村に対してヒアリングの実施や必要な追加資料の提出を求めること。

② 総務省によるヒアリング等

総務省においては、地方団体から提出された申出書等の内容を踏まえ、地方団体の指定に当たり必要な場合には、該当都道府県又は該当市区町村に対してヒアリングの実施や追加資料の提出を求めるものであること。

2. 総務大臣による指定

(1) 対象団体の指定及び指定対象期間

総務大臣は、地方団体から提出された申出書等の内容並びに地方財政審議会の意見を踏まえ、指定対象期間を通じて指定基準に適合する地方団体として認められるものを、ふるさと納税の対象となる団体として指定するものであること(法第37条の2第2項、第314条の7第2項)。

対象団体の指定は、原則として1年単位で行うこととし、指定対象期間は毎年10月1日からその翌年9月30日までの期間とするものであること(省令第1条の16第2項)。

ただし、平成 31 年度にあつては、原則として、指定対象期間を平成 31 年 6 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの 1 年 4 ヶ月間とし、総務大臣が指定を受けようとする地方団体について当該 1 年 4 ヶ月の期間を指定対象期間とすることが適当でないと認める場合には、平成 31 年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日までの 4 ヶ月間とするものであること（改正省令附則第 2 条第 2 項）。

## (2) 指定告示及び決定通知等

総務大臣がふるさと納税の対象となる団体を指定したときは、直ちにその旨を告示するものであること（法第 37 条の 2 第 7 項、第 314 条の 7 第 7 項）。

また、総務大臣に対して申出書等を提出した地方団体に対しては、指定告示後速やかに、指定（又は不指定と）した旨及び指定対象期間を通知するものであること。

## (3) 指定を受けた旨の表示等

総務大臣による指定を受けた地方団体においては、ふるさと納税を行おうとする納税義務者が、当該地方団体が指定を受けていることを把握できるように、速やかに指定を受けた旨を当該地方団体のふるさと納税の募集ホームページ等において表示すること。

一方で、総務大臣による指定を受けていない地方団体においては、納税義務者がふるさと納税の対象であると誤解をして当該地方団体に対して寄附金を支出することがないように、寄附の申出者に対して、ふるさと納税の対象外であることについて明示的に確認した上で寄附金を受領すること等、適切な措置を講ずること（取扱通知（県）12の6（2）、取扱通知（市）24の7（2））。

## 3. 募集に要した費用等

### (1) 募集に要した費用の額の算定（告示第 2 条第 2 号関係）

「募集に要した費用の額」（告示第 2 条第 2 号）は、ふるさと納税の募集に関する費用全体を対象とするものであって、例えば、以下に掲げる費用を支出した際には、これらの金額を含めること。

返礼品等の調達に係る費用	返礼品等の調達費用、公共施設等の入場を返礼品等とする場合における公共施設等の入場料 等
返礼品等の送付に係る費用	返礼品等の運送料、梱包費用 等
広報に係る費用	新聞広告の掲載に係る費用、インターネット広告の掲載に係る費用 等
決済等に係る費用	インターネット上のクレジットカード決済の手数料、金融機関の取扱い手数料 等
事務に係る費用	ふるさと納税の専任職員の人件費、返礼品等に係る情報をポータルサイトに掲載するための運営事業者に対する委託料 等

### (2) 返礼品等の調達に要する費用の額の算定（告示第 4 条関係）

返礼品等の調達に要する費用の額は、返礼品等に係るいわゆる原価や定価ではなく、「地方団体が現に支出した額」（告示第 4 条第 1 号）であつて、調達に当たって、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第二章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額がある場合には、これらの金額を含めること。



#### 4. 地場産品基準（告示第5条関係）

##### （1）基本的な考え方

ふるさと納税は、住所地団体へ納める個人住民税の一部をふるさと等へ実質的に移転させる効果を持つ制度であることから、寄附金の使い途も高い公益性が求められるものであり、返礼品等を提供する場合も、当該返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要である。したがって、返礼品等を提供する場合には、「当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの」（以下「地場産品」という。）とすることとしている。

これを踏まえ、告示第5条各号は、当該地方団体において地域経済の活性化につながっているか、当該地方団体の区域内において付加価値が生じているか、という観点から定めたものであり、各地方団体においては、そうした趣旨に沿って個別の判断を行うこと。

また、市区町村を包括する都道府県においては、当該都道府県域の実情や他の近隣市区町村における対応等に鑑みながら、広域の地方団体の立場から適切な助言を行う等、管内各市区町村による告示の解釈の整合性が確保されるよう積極的な役割を果たすこと。

##### （2）製造、加工その他の工程による付加価値について（告示第5条第3号関係）

製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号）において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

##### （3）都道府県による認定に係る総務省への報告等（告示第5条第8号関係）

地場産品は、各地方団体の区域単位が原則であるが、告示第5条第8号イ～ハに掲げる項目に該当する場合に限り、当該地方団体を含むより広い区域を単位とすることができるものであり、いずれの場合であっても、関係する地方団体間において十分な調整を行い、関係団体の合意の上で、返礼品等を取り扱うこと。

また、都道府県が当該都道府県内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定又は認定の変更を行おうとする場合（告示第5条第8号ハ）は、事前に様式4により総務省へ報告すること。

#### 5. 一時所得について

ふるさと納税に係る寄附金控除の適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品等の提供がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、返礼品等を提供する地方団体は、当該返礼

品等を受け取った場合の経済的利益については一時所得に該当するものであることを返礼品等の提供の際等に、寄附者に対して周知すること。

## 6. 個人情報の管理

寄附を受けた地方団体においては、ふるさと納税に係る申告特例通知書において、本人のマイナンバーが正しく記載されていることを複層的に確認する等マイナンバーの適切な取扱いを含め、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品等の提供に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

## 7. 事業趣旨の明確化及び寄附者との継続的なつながりを持つ取組

今後、ふるさと納税を行う方の裾野を拡大し、ふるさと納税で得られた資金をそれぞれの地域でさらに有効に活用するため、各地方団体においては、ふるさと納税を活用する事業の趣旨や内容、成果をできる限り明確にする取組やふるさと納税をした方と継続的なつながりを持つ取組を進めること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

法 ……地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

省令 ……地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）

改正省令……地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 38 号）

告示 ……平成 31 年総務省告示第 179 号

取扱通知（県）……地方税法の施行に関する取扱について（道府県税関係）  
（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号総務大臣通知）

取扱通知（市）……地方税法の施行に関する取扱について（市町村税関係）  
（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号総務大臣通知）